

情報提供資料

令和7年10月23日（木）

日高市

総務部 総務課 人事厚生担当

TEL 042-989-2111 内線2238

課長 稲垣 衛

担当者職・氏名 主幹・長岡 篤史

市職員の懲戒処分について

1 事件の概要

本事件は、本市職員が令和7年9月20日（土曜日）勤務時間外に、酒に酔い、東京都青梅市内の路上で女性に対する暴力行為により、警視庁青梅警察署に傷害容疑で逮捕、勾留され、令和7年10月10日（金曜日）に処分保留として釈放されたものです。

（参考：処分保留）

その時点で、起訴、不起訴を決められないので判断を先送りすること。

2 被処分者及び処分内容（令和7年10月23日付）

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年代	性別	処分内容
都市整備部	主事	20代	男	懲戒免職

（参考：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号）

職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

3 市長コメント

このたびは、本市職員の傷害行為により被害に遭われた方へ、心より深くお詫び申し上げます。

また、市民の皆様の信頼を著しく失墜させることになったことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

今回の事態を重く受け止め、全職員に対して公務員倫理研修を実施し、服務規律の徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。